

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大崎市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県大崎市

3 地域再生計画の区域

宮城県大崎市の全域

4 地域再生計画の目標

大崎市は、平成 18 年 3 月 31 日に古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町および田尻町の 1 市 6 町（大崎市誕生以降は、古川地域、松山地域、三本木地域、鹿島台地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、田尻地域と称している。）が合併して誕生した。

本市は、宮城県の北西部に位置し、南は「黒川郡」、東は「遠田郡、登米市」、北は「栗原市」、西は「加美郡、秋田県、山形県」にそれぞれ接している。

本市の面積は、796.76 km²で宮城県土の 10.9%を占めており、地勢は、市西部の山岳地帯の荒雄岳を源とする江合川、船形連峰を源とする鳴瀬川の二つの大きな河川が西から東に流れており、その豊かな森林を源とする水は、市の北西から南東に広がる肥沃に満ちた広大な平野「大崎耕土」を潤し、昔から稲作が盛んな地域で、「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が平成 29 年 12 月に世界農業遺産として認定された地域でもある。

本市の総人口は、国勢調査によると平成 12 年の 139,313 人をピークに減少し、平成 27 年では 133,391 人となっている。なお、住民基本台帳によれば、令和 3 年 2 月では 128,083 人である。2020 年以降の推計値では人口減少がさらに進み、総人口は 2015 年と比較して 2025 年に 95.0%、2035 年に 88.2%に、2045 年に 79.3%になると予測される。

年齢 3 区分別人口では、年少人口の減少、老年人口の増加による少子高齢化が

進展しており、2045年には高齢化率が37.5%になると予測される。なお、平成27年では、年少人口が17,150人、生産年齢人口が80,184人、老年人口が36,057人である。

自然動態は、出生数の減少と死亡数の増加により、平成15年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、その減少幅も拡大傾向にある（平成30年741人の自然減）。また、合計特殊出生率は、平成29年で1.35であり、これは宮城県平均（1.31）を上回り、全国平均（1.43）を下回る水準である。

社会動態は、平成12年以降、平成23年及び平成25年には転入超過となったものの、それ以外の年では転出超過の状況が続いている（平成30年609人の社会減）。

特に、本市を構成する7地域においては、古川地域を除いて高齢化が進んでいるとともに、一世帯当たりの人数が減少しており、男性は、高校卒業後の進学で一時的に市外に転出して就職時に地元に戻る傾向があるのに対して、女性は、地元に戻らない傾向がある。

人口の変化が地域の将来に与える影響は、長期的かつ非常に多岐に渡ることが想定される。生活環境においては、人口の減少、世帯数の減少により空き家数の増加、地域の治安状況の悪化、少子高齢化により地域産業の担い手不足、地域活力の低下、経済環境においては、生産年齢人口の減少により地域産業の低迷などが懸念される。

これらの課題に対応するため、従来のような事業を推進しながら検証及び修正を行い、時代のニーズに即した雇用の場を確保する施策に取り組む。なかでも、衰退の一途をたどる第1次産業の強化を図るため新規就農者支援を行うと共に、当該戦略期間中は、起業支援に主眼を置き、様々な世代の起業支援を行う。

また、仙台圏等へのアクセスが良いという地の利を生かし、住宅供給や支援事業を実施し、居住地として多くの人に選ばれるような、魅力ある「まちづくり」を推進する。コミュニティ支援等も行う移住定住策を「おおさき移住支援センター」を核として取り組む。また、本市の地域資源を生かし、交流人口の拡大を図り、減少する定住人口の経済的低下を補い、本市経済規模の維持を目指す。

結婚・出産・子育てにおいては、子どもを生まやすく育てやすい環境を確保し、子どもが健やかに成長するための社会の基盤づくりを、家庭や地域、職場、学校、行政などが連携して行うことにより、安心して出産・子育てができる地域社会の

実現を目指す。

さらに、本市がこれまで実践してきた「協働のまちづくりの推進」に主眼をおき、地域が地域のために活動し、その地域から利益が生まれ、その利益が地域に還元されるという正に循環型の地域づくりを進め、結果的に本市全体が活力みなぎるまち「おおさき」を目指すため、地域の拠点となる集会施設等の整備に対する助成の拡充や継続性を備えた自立性の高い地域自治づくりのための強化を図る。

なお、これらの取り組みにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 市内に安定した雇用を創出する
- ・基本目標 2 仙台圏及び首都圏等からの人の流れをつくる
- ・基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	雇用機会創出によって生じた人員数	146人	454人	基本目標 1
	新規就農者数	43人	57人	
イ	転入者数	3,706人	5,406人	基本目標 2
	交流人口の拡大による経済波及効果額	1,312億円/ 年	1,618億円/ 年	
ウ	未婚率を下げる	男性53.1% 女性40.7%	男性39.3% 女性31.0%	基本目標 3
	大崎市の出生率※	6.8人	7.4人	
エ	住み心地の満足度	57.4%	63.0%	基本目標 4

※出生率…一定人口（1,000人あたり）に対するその年の出生率の割合

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

大崎市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 市内に安定した雇用を創出する事業

イ 仙台圏及び首都圏等からの人の流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

② 事業の内容

ア 市内に安定した雇用を創出する事業

戦略的な企業誘致の推進、第1次産業の就業支援の推進、起業支援の強化と人材育成の推進、地域産業の連携・強化、若者の市内就業環境の充実など、時代のニーズに即した雇用の場を確保する施策。

【具体的な事業】

- ・創業支援事業
- ・地場企業活性化推進事業
- ・アグリビジネス創出事業 等

イ 仙台圏及び首都圏等からの人の流れをつくる事業

ゆたかな自然と共生するまちづくり、観光資源を活かした交流人口の拡大、ひとに寄り添う移住・定住の促進、「宝の都（くに）・おおさき」の知名度の向上など、居住地として多くの人に選ばれるような、魅力ある「まちづくり」の推進、減少する定住人口の経済的低下を補い、本市経済規模の維持を目指す施策。

【具体的な事業】

- ・住宅購入等移住支援事業
- ・教育旅行誘致促進業務
- ・観光振興事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

人生のパートナー探しのサポート、安心して出産できる環境の充実、子育て世代へのサポートの充実、子どもの学びの場の充実、家庭と仕事を両立できる環境の創造、子育て情報を共有できる環境の整備など、安心して出産・子育てができる地域社会の実現を目指す施策。

【具体的な事業】

- ・母子健康診査事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て支援総合施設運営経費（幼保一元化施設） 等

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

暮らしを支える保健・医療・福祉との地域連携、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築、生活に身近な公共交通の充実、協働のまちづくりの推進、自然エネルギーの推進、郷土愛をはぐくむ地元学の推進、地域で子どもをはぐくむ地育の推進、地産地消の推進など、継続性を備えた自立性の高い地域自治づくりの強化を目指す施策。

【具体的な事業】

- ・地域内交通支援事業
- ・市役所周辺整備事業
- ・再生可能エネルギー産業創出事業 等

※1 なお、詳細はおおさき市地方創生総合戦略のとおり。

※2 ただし、地域再生計画「ものづくり企業等魅力向上・情報発信強化支援事業」の5-2の⑨に掲げる事業実施期間中は、同③に位置付けられる事業を除く。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

600,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ **事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

各施策の評価検証については、計画期間中、外部有識者によるおおさき元気戦略推進委員会（毎年度8月）において意見を求めて、宝の都（くに）おおさき元気戦略プロジェクト本部会議で実施する。評価検証において、実現すべき成果に達していない事業については、時代のニーズなどを考慮しつつ、継続性についても協議し、将来性のない事業についてはスクラップすることも視野に入れ、評価結果は検証後速やかに大崎市公式ホームページ上で公表する。

⑥ **事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで